ormati o n

市役所からの 詳細について ご確認くださ 市役所 総合案内

TEL 974-3111 FAX 973-9819

子育て・ 健康

児童家庭課

ひとり親世帯のために

3973-4983

●児童扶養手当の支給

児童を養育している人に対し、その児 件等があります。 給します。ただし、 害がある場合は20歳になる月まで)支 るまでの期間(心身に中程度以上の障 童が18歳になり最初の3月31日を迎え 童の母親や父親、又は両親に代わって 離婚等により、ひとり親となった児 所得制限や資格要

※平成22年8月より父子家庭も手当の 対象となっています。

(手当の額)(4月分より改正あり)

全部支給(月額)

41,550円(平成23年度)

4, 430円(平成24年度)

4

を助成します。 し、受けた医療費の本人負担分の一部 ●母子・父子家庭等医療費助成事業 母子・父子家庭及び養育者世帯に対

険に加入している方で、次のいずれ 【**対象者**】市内に住所があり、医療保 かに該当する方が対象となります。

- 母子家庭の母と児童
- 父子家庭の父と児童
- ※ただし、所得制限や資格要件等があ ります。 養育者が養育する父母のいない児童

)母子家庭等日常生活支援事業 ヘルパー派遣事業

の方が修学や病気等で日常生活を営む 庭生活支援員を派遣します。利用され る方は事前に登録が必要です。 上で一時的に支障が生じた場合に、家 母子家庭の母、 父子家庭の父、寡婦

)母子・寡婦福祉資金貸付

れます。 の審査等を経て貸付けの可否が決定さ 請窓口は市で、県(中部福祉保健所) 立の援助と児童の福祉のために、無利 子で資金の貸付けを行っています。申 母子家庭や寡婦の方たちの経済的自

資金の種類

職支度、医療介護、生活、転宅、就学 修 学 結婚、事業開始、 (児童)、技能習得、 事業継続など 修業、 就

月額

33,670円 (平成23年度)

一部支給(月額

540円~9,810円 420円~9,780円 (平成23年度

(平成24年度

受講に要した経費の4%(8,001円 ※受講開始前に必ずご相談ください。 以上で20万円以下)を支給します。 された教育訓練講座を受講した場合、

▶高等技能訓練促進費等事業

軽減を図るための費用を支給します。 ※事前にご相談ください。 成機関等で修業する場合に生活の負担 士などの資格取得のため、2年以上養

ついて 特別児童扶養手当の支給に

児童家庭課

2973-4983

る父母又は養育者に支給します。 る20歳未満のお子さんを扶養してい 身体や精神に中程度以上の障害があ 、所得制限等があります。

月額

14,280円 (平成24年度)

(手当の額) (4月分より改正あり)

一級該当の児童1人につき 50,550円 (平成23年度)

▶2級該当の児童ー人につき 月額 50,400円 (平成24年度)

月額 33,570円 (平成24年度)

自立を支援するために、 母子家庭の母の資格取得と経済的 な給付制度があります 次のよう

▶母子家庭自立支援教育訓練給付金事業

医療事務やホームヘルパーなど指定

母子家庭の母が、看護師や介護福祉

当を支給することにより、重度障害者 特別な負担の軽減を図る一助として手 の著しく重度の障害によって生ずる 障がい福祉課 在宅の重度障害者(児)に対し、 **☎**973−5452

しています。 (児) 福祉の向上を図ることを目的と (手当の額)(4月分より改正あり)

特別障害者手当

26,340円 (平成23年度)

障害児福祉手当 NG, NGO田 (平成24年度)

14,280円 (平成24年度)

14,330円

(平成23年度)

福祉手当(経過措置) 14,330円 (平成23年度)



特別障害者手当(20歳以上)・障害

児福祉手当(20歳未満)について